

鎌倉市農業委員会 令和 5 年度 第 11 回総会 次第	
日 時	令和 6 年 (2024 年) 2 月 21 日 (水) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 2 階 201 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、4 番 小泉紀久夫、5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 12 名
事務局出席者	飯田事務局長補佐、神保主事、伊沢事務職員、大森事務職員
欠席委員	3 番 飯田正実
議長(平井会長)	<p>定刻になりました。</p> <p>それでは、只今から 総会を開会いたします。</p> <p>欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>なお、本日は事務局長が議会実対応により欠席の為、局長補佐が代行を務めます。</p>
事務局(飯田補佐)	議長。3 番 飯田正実委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	<p>次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。</p> <p>議事録署名委員については、4 番 小泉委員、5 番 小川委員にお願いします。3 番 飯田正実委員が欠席のため繰り上げます。</p> <p>現況証明委員については、1 番 関根委員、2 番 石原委員にお願いします。</p>
議長(平井会長)	<p>次に、日程 第 1、報告 第 24 号、農地法 第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4 件、報告いたします。</p> <p>事務局から報告をお願いします。</p>
事務局(神保主事)	<p>議長。</p> <p>日程第 1、報告第 24 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。</p> <p>本報告は、相続等により農地の権利を取得した者が行う届出について、1 月 11 日から 2 月 9 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。</p> <p>それでは、報告に移ります。</p> <p>資料につきましては、送付資料の 1 ページの番号 1 と、3 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和 4 年 6 月 3 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 6 年 1 月 24 日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして 1 ページの番号 2 と、4 ページの整理番号 2 の案内図をご覧ください。</p>

	<p>本件は、令和4年6月3日に相続により届出者が所有権を取得し、令和6年1月24日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして1ページの番号3と、5ページの整理番号3の案内図をご覧ください。</p> <p>本件は、令和5年11月22日に相続により届出者が所有権を取得し、令和6年2月9日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして2ページの番号4と、6ページの整理番号4①、7ページの整理番号4②の案内図をご覧ください。本件は、令和4年12月14日に相続により届出者が所有権を取得し、令和6年2月15日に専決処分いたしました。</p> <p>以上4件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第25号、農地法 第4条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、7件報告いたします。
事務局(神保主事)	<p>事務局から報告をお願いします。</p> <p>議長。</p> <p>日程第2、報告第25号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。</p> <p>本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、1月11日から2月9日までに受理し、処理した案件について報告するものです。</p> <p>資料につきましては、送付資料の8~18ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。</p> <p>8ページの番号1と、11ページの整理番号1の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和6年2月3日に共同住宅へ転用のため、令和6年1月23日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして8ページの番号2と、12ページの整理番号2①、13ページの整理番号2②、の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和6年2月5日に駐車場及び自己住宅へ転用のため、令和6年1月25日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして9ページの番号3と、14ページの整理番号3の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和6年2月14日に共同住宅へ転用のため、令和6年2</p>

	<p>月 6 日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして 9 ページの番号 4 と、15 ページの整理番号 4 の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和 6 年 2 月 19 日に専用住宅へ転用のため、令和 6 年 2 月 6 日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして 10 ページの番号 5 と、16 ページの整理番号 5 の案内図をご覧ください。白抜き部分が今回の整理番号 5 の対象地で、斜線部分が整理番号 6 及び 7 の対象地となっています。</p> <p>白抜きの対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和 8 年 5 月 1 日に共同住宅及び駐車場へ転用のため、令和 6 年 2 月 6 日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして 10 ページの番号 6 と、17 ページの整理番号 6 の案内図をご覧ください。白抜き部分が今回の整理番号 6 の対象地で、斜線部分が整理番号 5 及び 7 の対象地となっています。</p> <p>白抜きの対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和 8 年 5 月 1 日に共同住宅へ転用のため、令和 6 年 2 月 6 日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして 10 ページの番号 7 と、18 ページの整理番号 7 の案内図をご覧ください。白抜き部分が今回の整理番号 7 の対象地で、斜線部分が整理番号 5 及び 6 の対象地となっています。</p> <p>白抜きの対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和 6 年 8 月 1 日に共同住宅及び店舗へ転用のため、令和 6 年 2 月 6 日に専決処分いたしました。</p> <p>以上 7 件、賃貸借関係はありません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移させていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第 3、報告 第 26 号、農地法 第 5 条 第 1 項 第 6 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2 件報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(神保主事)	議長。 日程第 3、報告第 26 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地の売買や賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第

	<p>5条の届出について、1月11日から2月9日までに受理し、処理した案件について報告するものです。</p> <p>資料につきましては、送付資料の19~22ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。</p> <p>19ページの番号1と、20ページの整理番号1の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和6年1月26日に資材置場へ転用のため、令和6年1月15日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、19ページの番号2と、21ページの整理番号2①、22ページの整理番号2②の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和6年4月1日に共同住宅及び物置へ転用のため、令和6年1月25日に専決処分いたしました。</p> <p>以上2件、賃貸借関係はありません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	<p>何か、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第4、議案 第34号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(神保主事)	<p>議長。</p> <p>日程第4、議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>はじめに農地法第3条についてご説明します。</p> <p>農業委員会研修テキストシリーズ2 農地法の6ページをご覧ください。農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第3条の許可を受ける必要があります。</p> <p>次に、8ページをご覧ください。農地法第3条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。</p> <p>それでは、議案第34号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。</p> <p>送付資料23ページの議案書及び24ページの参考資料①、25ページの参考資料②、26ページの参考資料③をご覧ください。</p> <p>24ページ参考資料①の白抜きの太枠内の土地が、本件の対象地です。参考資料①及び②の斜線地は現在[]氏が耕作している土地です。</p> <p>本件は、議案書記載の申請者から、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。許可にあたっては、テキストの8ページに記載のとおり、個人の基本要件である、①全</p>

	<p>部効率要件 ②農作業常時従事要件 ③地域との調和要件の3つを満たしていることが条件となります。</p> <p>まず、9ページに記載されている全部効率要件についてご説明します。これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかを判断するものです。</p> <p>申請人は、賃借権の設定を受けている土地及び所有している土地について問題なく耕作し、賃借権の設定を受けている土地ではすでにヘーゼルナッツの作付けを行っており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。</p> <p>次に、テキスト 10 ページをご覧ください。3 の農作業常時従事要件についてですが、申請人が農作業に従事する日数が 150 日以上であることを確認するものです。従事者のうち、申請者が年 150 日従事しているとのことで、要件を満たしています。</p> <p>最後に、10 ページに記載の 4 地域との調和要件についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。こちらについても、現在、参考資料①の斜線地については賃借権を設定し、また、参考資料②の斜線地については所有権を有しており、周囲の畠への影響はないことを現場で確認しているため、支障はないと考えられます。</p> <p>続いて、送付資料 26 ページにお戻りいただき議案第 34 号参考資料③「営農計画書」をご覧ください。営農計画書には「申請地の取得後 3 年間の作付け予定」と「現在の営農計画書」、「これから営農計画」などを記載していますので、農業者の観点から、営農計画書をご覧いただき、ご審議いただければと思います。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
11番(郷原委員)	<p>議長。11番。</p> <p>2月16日(金)午前9時より、平井会長、現況証明委員の市川委員と共に現地調査を行いましたので報告します。</p> <p>██████████にある██████氏の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、ヘーゼルナッツの作付けが行われており、耕作状況は特段の問題はないものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	██████の██████氏の畠については、今年度に入って他の議案で審議する際にも現地確認しており、特段の問題はないものと考えていますが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。

	議案 第34号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第34号は承認されました。
議長(平井会長)	<p>次に、日程 第5、議案 第35号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されていることから、退席者がございます。</p> <p>このため、暫時休憩いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
	(■ 委員 退席)
議長(平井会長)	会議を再開いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(神保主事)	<p>議長。</p> <p>日程第5、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条についての説明は割愛させていただきます。</p> <p>それでは、議案第35号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。</p> <p>送付資料27ページの議案書及び28ページの参考資料①、29ページの参考資料②及び30ページの参考資料③をご覧ください。</p> <p>28ページの参考資料①の白抜きの土地が、本件の対象地です。参考資料①及び②の斜線地は現在■氏が耕作している土地です。</p> <p>なお、本件は次の議案第36号で審議する土地との交換を目的とし、議案書記載の申請者から、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。</p> <p>まず、1つ目の「全部効率要件」についてですが、申請人は、すべての土地について草が刈られ、耕作の準備がされており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。</p> <p>続いて2つ目の「農作業常時従事要件」についてですが、従事者のうち、申請者及び世帯員で延べ年150日従事するとのことで、要件を満たしています。</p> <p>最後に、3つ目の「地域との調和要件」についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。こちらについても、現在、すべての土地について問題なく耕作し、周囲の畑への影響はないことを現場で確認しているため、支障はないと考えられます。</p> <p>続いて、送付資料30ページの議案第35号参考資料③「営農計画書」をご覧ください。</p> <p>営農計画書には「申請地の取得後3年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これから営農計画」などを記載していますので、農業者の観点から、営農計画書をご覧いただき、ご審議いただければ</p>

	ばと思います。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
12番(市川委員)	<p>議長。12番。</p> <p>2月16日(金)午前9時より、平井会長、現況証明委員の郷原委員と共に、現地調査を行いましたので報告します。</p> <p>■にある■氏の農地の耕作状況を確認したところ、現在は草が刈られ、耕作の準備がされており、特段の問題はないものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。
	議案第35号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第35号は承認されました。
議長(平井会長)	<p>次に、日程第6、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(神保主事)	<p>議長。</p> <p>日程第6、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条についての説明は割愛させていただきます。</p> <p>それでは、議案第36号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。</p> <p>送付資料31ページの議案書及び32ページ~36ページの参考資料①~⑤をご覧ください。</p> <p>32ページ参考資料①の白抜きの土地が、本件の対象地です。参考資料①~④の斜線地は現在■氏が耕作している土地です。</p> <p>なお、本件は議案35号で審議した土地との交換を目的とし、議案書記載の申請者から、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。</p> <p>まず、1つ目の「全部効率要件」についてですが、申請人は、すべての土地について問題なく耕作し、いちご、ブロッコリー、カリフラワーの作付けを行っており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。</p> <p>続いて2つ目の「農作業常時従事要件」についてですが、従事者のうち、申請者及び世帯員で延べ年580日従事しているとのことで、</p>

	<p>要件を満たしています。</p> <p>最後に、3つ目の「地域との調和要件」についてですが、現在、すべての土地について問題なく耕作し、周囲の畑への影響はないことを現場で確認しているため、支障はないと考えられます。</p> <p>続いて、送付資料 36 ページの議案第 36 号参考資料⑤「営農計画書」をご覧ください。</p> <p>営農計画書には「申請地の取得後 3 年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これから営農計画」などを記載していますので、農業者の観点から、営農計画書をご覧いただき、ご審議いただければと思います。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
12番(市川委員)	<p>議長。12番。</p> <p>2月16日(金)午前9時より、平井会長、現況証明委員の郷原委員と共に、現地調査を行いましたので報告します。</p> <p>■にある■氏の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、いちご、ブロッコリー、カリフラワーの作付けが行われており、耕作状況は特段の問題はないものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。
	議案 第36号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第36号は承認されました。
議長(平井会長)	議事の都合により、暫時休憩いたします。
	(■委員着席)
議長(平井会長)	それでは会議を再開いたします。
議長(平井会長)	次に、日程 第7、議案 第37号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(神保主事)	<p>議長。</p> <p>日程第7、議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条についての説明は割愛させていただきます。</p> <p>それでは、議案第 37 号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。</p> <p>送付資料 37 ページの議案書及び 38 ページ~45 ページの参考資</p>

料①～⑥をご覧ください。

39ページの参考資料②の案内図の白抜き太枠内の土地が、本件の対象地です。参考資料③及び④の土地のうち、斜線地については申請者が耕作している土地です。

なお、本件は参考資料⑥のとおり、令和6年1月22日に入札及び開札され、令和6年2月6日付で [REDACTED] 氏に売却決定が通知されました。その後、令和6年2月9日付で [REDACTED] 氏から、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。

なお、12月定例会で買受適格者証明についてご審議いただいた際にご説明した内容に変わりありません。

まず、1つ目の「全部効率要件」についてですが、申請人は、すべての土地について問題なく耕作し、ブドウの作付けを行っており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。

続いて2つ目の「農作業常時従事要件」についてですが、従事者のうち、申請者が年250日従事しているとのことで、要件を満たしています。

最後に、3つ目の「地域との調和要件」についてですが、現在、すべての土地について問題なく耕作し、周囲の畠への影響はないことを現場で確認しているため、支障はないと考えられます。

続いて、送付資料42ページの議案第36号参考資料⑤「営農計画書」をご覧ください。営農計画書には「申請地の取得後3年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これからの営農計画」などを記載していますので、農業者の観点から、営農計画書をご覧いただき、ご審議いただければと思います。

以上で、説明を終わりります。

議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
11番(郷原委員)	議長。11番。 [REDACTED] 及び [REDACTED] にある [REDACTED] 氏の農地の耕作状況については、現在、ブドウの作付けが行われており、耕作状況は特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	[REDACTED] 氏の畠については、今年度に入って他の議案で審議する際にも現地確認しており特段の問題はないものと考えていますが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第37号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員(多数)の賛成をもちまして、議案第37号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第8、議案 第38号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(神保主事)	<p>議長</p> <p>日程 第8、議案第38号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>お手元の送付資料 46 ページの議案書、47 ページの議案第38号参考資料①をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から [REDACTED] 氏に農地を貸し出すものです。</p> <p>参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地です。</p> <p>農業会議から [REDACTED] 氏への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。</p> <p>期間は令和6年3月1日から令和7年2月28日までの1年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間15,700円となっています。[REDACTED] 氏の農作業従事見込み日数は年240日、1名で営農することです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
12番(市川委員)	<p>議長。12番。</p> <p>2月16日(金)午前9時より、平井会長、現況証明委員の郷原委員と共に現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地の現在の状況を確認したところ、ダイコン、白菜、ブロッコリー、にんにくが作付けされておりました。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。
	議案第38号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第38号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第9、その他、諸般の報告について、6件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(伊沢職員)	<p>議長。</p> <p>日程 第9、その他、諸般の報告について、6件、着席して、報告いたします。</p> <p>諸般の報告1、農地相談会の結果について報告いたします。</p> <p>今年度3回目の農地相談会を1月26日(金)にJAさがみ玉縄支店で実施しました。今年度から最適化活動の一環として、農業委員の方にも1名参加をお願いしており、1月は市川委員に参加していただきました。</p> <p>相談件数は1件で、現在知人農家の手伝いをしているが、農地を借り受けたいとの案件であり、相談者の居住地周辺の農地を探していることであったため、「借受希望申出書」を提出いただき、今後、ご案内できる農地ができた際に紹介していくこととなりました。</p> <p>次回の農地相談会は、来年度7月を予定しておりますが、議席番号の大きい番号から順に参加していただくこととし、郷原委員にお願いしたいと思います。近くになりましたら、改めてご連絡いたします。</p> <p>次に、諸般の報告2、農地パトロールについて、ご報告いたします。農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、次回の農地パトロールを3月に、農業委員3名、農業委員会事務局3名、市の開発審査課職員2名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計11名で実施予定です。</p> <p>対象の委員は、7番 和田委員、8番 二之宮委員、9番 三橋委員にお願いします。</p> <p>日程は、3月13日(水)14時からを予定しております。なお、実施の通知につきましては、本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。ご協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、諸般の報告3、第35回 遊休農地解消対策協議会の開催について、ご報告します。</p> <p>遊休農地解消対策協議会を次回3月総会に合わせ、3月27日(水)午後3時より鎌倉市役所講堂で開催します。内容としては、来年度の活動計画の協議等を行う予定です。</p> <p>次に、諸般の報告4、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。</p>

	<p>2月の活動につきましては、実践活動は特段行うべき作業がないため中止としました。次回は3月7日（木）を予定しておりましたが、土手の除草剤散布を石原委員と小泉委員にお願いしましたので、グループでの活動は中止といたします。石原委員、小泉委員お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願ひします。</p> <p>4月の活動に関しては、圃場の状況を確認の上、次回の3月27日（水）の総会時に実践活動の実施の有無について連絡させていただきます。</p> <p>この他に、今後圃場に植える苗の種類について、この場で話し合いをお願いしたいと思います。事務局としては春に植えて秋に収穫を行い、秋の収穫まつりで販売を行いたいと考えていますが、何かありますでしょうか。</p>
	<p>今年は冬瓜、南瓜（ミニ南瓜）を考えていますが、収穫時期が早くなります。南瓜は学校に配ってもよいと思います。</p> <p>植付けは5月GW明けぐらい。</p> <p>秋の収穫祭は昨年と同じになりますがじゃがいもがよいと思います。昨年のじゃがいもは味がよかったです。同じきたあかりでよいと思います。植え付けは8月、9月になります。</p> <p>（和田委員、石原委員）</p>
	<p>現在空いている畑の半分で冬瓜、南瓜を栽培し、たまねぎの収穫が終わったら（5月末）じゃがいもを栽培しましょう。</p> <p>近くになったら和田委員、石原委員と調整をお願いします。</p> <p>（平井会長）</p>
事務局（伊沢職員）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、苗の準備を和田委員にお願いしたいと思います。</p> <p>和田委員よろしくお願ひします。</p> <p>次に、諸般の報告5、「令和6年能登半島地震義援金」の募集について、ご報告します。</p> <p>今年の1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」に伴い、一般社団法人全国農業会議所が神奈川県農業会議をとおして、農業委員会組織として義援金の募集活動に取り組むこととした旨の通知がありました。つきましては、鎌倉市農業委員会としての募金について、皆様のご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>事務局といたしましては、令和2年7月豪雨災害義援金と同様に、農業委員皆様の積み立てから、1人1口1,000円ずつ、計13,000円を指定口座に送金するという案がございますがいかがでしょうか。</p>

	(「事務局一任」の声)
事務局(伊沢職員)	それでは、このように対応させていただきます。 次に、諸般の報告 6、3月総会の日程について、報告いたします。 次回は、3月 27 日(水)午後 3 時 30 分から、会場は鎌倉市役所 講堂になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和 5 年 度 第 11 回 総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

会長

平井 伸介

議事録署名委員 4番

小室 純太

議事録署名委員 5番

小川 和己